

報告第 25 号

臨時代理した事件(名張市教育センター運営協議会委員の委嘱・任命 及び解嘱・解任)の承認について

名張市教育センター運営協議会要綱（平成26年教育委員会告示第9号）第3条の規定に基づく名張市教育センター運営協議会委員の委嘱・任命及び解嘱・解任については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 7年 6月 6日報告

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市教育センター運営協議会 委員名簿

委嘱・任命期間：令和6年4月1日～令和8年3月31日

(令和7年5月30日現在)

委員一覧					解嘱・解任	
	区分	氏名	所属団体・役職名	当初委嘱・任命日	氏名	所属団体・役職名
1	第1号委員	中山 隆之	元県立名張高等学校	令和4年4月1日		
2	第2号委員	川合 哉	桔梗が丘東小学校長	令和7年4月1日	阿形 明美	桔梗が丘南小学校長
3	第2号委員	瀧永 伸	桔梗が丘中学校長	令和7年4月1日	藤山 正道	南中学校長
4	第3号委員	水守 智士	名張青峰高等学校長	令和6年4月1日		
5	第4号委員	須藤 博明	名張市立病院副院長	平成26年4月1日		
6	第4号委員	松嶋 順子	薦原保育所長	令和2年4月1日		
7	第4号委員	日置 君代	名張市子ども発達支援センター長	令和5年4月1日		
8	第5号委員	宮下 和夫	地縁法人すずらん台町づくり協議会	令和7年5月30日	大内 房雄	つつじが丘・春日丘自治協議会
9	第5号委員	水口 薫	名張市PTA連合会 代表	令和5年4月1日		

(目的)

第1条 この要綱は、名張市教育センターの管理及び運営に関する規則（平成25年教育委員会規則第2号）第5条の規定に基づき、名張市教育センター運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 名張市教育センターの事業計画に関すること。
- (2) その他名張市教育センターの運営に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小中学校教職員の代表者
- (3) 関係機関の代表者
- (4) 市職員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第5条 協議会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。